

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則

(平成13年 3月28日)

(西宮市規則第59号)

沿 革

平成19年 6月11日 規則 5号 [1]

平成23年 2月28日 規則40号 [2]

平成25年 2月28日 規則40号 [3]

平成25年 8月 1日 規則12号 [4]

令和 3年 3月24日 規則55号 [5]

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市議会政務活動費の交付に関する条例(平成12年西宮市条例第47号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定める。 [3]

(会派届等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派は代表者を定め、市長に対し、議長を経由して様式第1号により会派結成届を提出しなければならない。 [3]

2 前項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合は、様式第2号により会派異動届を提出しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、議長を経由して様式第3号により会派解散届を提出しなければならない。

(会派に対する政務活動費の額) [4]

第2条の2 条例第4条第1項に規定する会派が受け取るべき政務活動費の額は、1万円を単位とする。 [4]

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員(以下「会派の代表者等」という。)は、毎年度、市長に対し、議長を経由して様式第4号により政務活動費交付申請書を提出しなければならない。 [1] [3]

2 前項の規定により申請した事項に変更を生じたときは、市長に対し、議長を経由して様式第5号により政務活動費交付変更申請書を提出しなければならない。 [3]

(交付決定)

第4条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった会派及び議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者等に様式第6号による交付決定通知書により通知するものとする。 [1] [3]

(交付請求)

第5条 前条の規定により通知を受けた会派の代表者等は、政務活動費の交付日の属する月の5日までに、市長に対し、様式第7号により政務活動費交付請求書を提出するものとする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を含む。)に当たるときは、順次繰り下げた日とする。 [1] [3]

(政務活動費を充てることができない経費) [4]

第6条 次に掲げる経費には、政務活動費を充てることができない。

- (1) 交際費その他これに準ずる経費
- (2) 海外調査旅費
- (3) 政党本来の活動に属する経費
- (4) 飲食（講師等との飲食を除く。）の経費
- (5) レクリエーション等の経費
- (6) 選挙活動に伴う経費
- (7) 後援会活動に伴う経費
- (8) 自動車に係る購入費及びリース料並びに修繕料等
- (9) 事務所として使用する不動産の購入費及び建築工事費
- (10) その他私的活動に関する経費

[3] [4]

(収支報告書) [1]

第7条 条例第8条第1項の収支報告書は、様式第8号のとおりとする。 [1]

- 2 議長は、条例第8条第1項の規定により提出された収支報告書(様式第8号(その1)を除く。)の写しを市長に送付するものとする。 [1]

(会計帳簿等の整理保管)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、関係書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。 [1] [3]

(議長の勧告) [4]

第9条 議長は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者若しくは経理責任者又は議員に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、是正その他必要な措置を採るべきことを勧告しなければならない。

- (1) 条例第11条第1項の規定により調査を行った結果、収支報告書その他必要書類の内容が適正でないと認めるとき。
- (2) その他政務活動費の適正な運用のため必要があると認めるとき。

[4]

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
(西宮市議会の会派に対する調査研究費補助金交付規則の廃止)
- 2 西宮市議会の会派に対する調査研究費補助金交付規則(昭和46年西宮市規則第31号)は、廃止する。
(西宮市議会の会派に対する調査研究費補助金交付規則の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の西宮市議会の会派に対する調査研究費補助金交付規則の規定により交付された補助金に係る報告及び返還については、なお従前の例による。

付 則(平成19年6月11日西宮市規則第5号 [1])

この規則は、平成19年6月11日から施行し、西宮市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成18年西宮市条例第59号)による改正後の西宮市議会政務調査費の交付

に関する条例（平成12年西宮市条例第47号）の規定により交付する政務調査費について適用する。

付 則（平成23年2月28日西宮市規則第40号〔2〕）

この規則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分以後に交付する政務調査費について適用する。

付 則（平成25年2月28日西宮市規則第40号〔3〕）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費に係るものから適用し、この規則の施行の日前に西宮市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年西宮市条令第47号）の規定により交付された政務調査費に係るものについては、なお従前の例による。

〔3〕

付 則（平成25年8月1日西宮市規則第12号〔4〕）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月24日 西宮市規則第55号〔5〕）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

会派結成届

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

会 派 結 成 届

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、
下記のとおり届けます。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 会派代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員氏名

会派異動届

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

会 派 異 動 届

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、
下記のとおり届けます。

記

- 1 異 動 事 項
- 2 異 動 理 由
- 3 異 動 年 月 日

会派解散届

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

会 派 名
代表者名

会 派 解 散 届

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、
下記のとおり届けます。

記

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日

政務活動費交付申請書（会派用）

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付申請書

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

- 1 会 派 の 名 称
- 2 会派結成年月日
- 3 代 表 者 名
- 4 経 理 責 任 者
- 5 所 属 議 員 数 名 (月1日現在)
- 6 交 付 申 請 額 (年度分) _____円

様式第4号（第3条関係） [1] [3]

政務活動費交付申請書（議員用）

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

議員名

印

政務活動費交付申請書

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額（ 年度分） _____円

様式第5号（第3条関係） [3]

政務活動費交付変更申請書（会派用）

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)	円	円	

政務活動費交付変更申請書（議員用）

年 月 日

西宮市長 様
(西宮市議会議長経由)

議員名 印

政務活動費交付変更申請書

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
交付申請額(年度分)	円	円	

政務活動費交付決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

西宮市長

印

政務活動費交付決定通知書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により通知します。

記

1 年度政務活動費交付決定額（年額） _____円

政務活動費交付請求書（会派用）

年 月 日

西宮市長 様

会 派 名

代表者名

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり
政務活動費を請求します。

記

1 金 _____円

但し、 年 月分～ 年 月分

2 交付月の基準日における所属議員数 名

政務活動費交付請求書（議員用）

年 月 日

西宮市長 様

議員名

政務活動費交付請求書

西宮市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 _____円

但し、 年 月分～ 年 月分

様式第8号（第7条関係） [1] [3] [5]

（会派用）（その1）

年 月 日

西宮市議会議長 様

会 派 名

代表者名

年度政務活動費収支報告について

西宮市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(会派用) (その2)

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費 _____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 ・ 会 議 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
資 料 購 入 費		
交 通 ・ 通 信 費		
人 件 費		
事 務 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 _____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第8号（第7条関係） [1] [3] [5]

（議員用）（その1）

年 月 日

西宮市議会議長 様

議員名

年度政務活動費収支報告について

西宮市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、別紙
のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(議員用) (その2)

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収 入

政務活動費 _____円

2 支 出

(単位:円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 ・ 会 議 費		
広 報 ・ 広 聴 費		
資 料 購 入 費		
交 通 ・ 通 信 費		
人 件 費		
事 務 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 _____円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。